米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみを自ら搬出することが困難な高齢者又は障がい者を訪問サービスにより支援する福祉事業者に対し、当該支援により搬出されたごみを２４時間搬入することができるごみの集積場所（以下「ごみ出し拠点」という。）を提供し、もって高齢者及び障がい者のごみの搬出に係る負担を軽減することを目的として、福祉事業者ごみ出し拠点整備事業（以下「本事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ごみ　米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１７年米子市条例第９８号）第６条に規定する家庭廃棄物をいう。

⑵　訪問サービス　次のアからサまでに掲げるサービスをいう。

ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２項に規定する訪問介護

イ　介護保険法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ウ　介護保険法第８条第１６項に規定する夜間対応型訪問介護

エ　介護保険法第８条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護

オ　介護保険法第８条第２３項に規定する複合型サービス

カ　米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年４月１日施行）第４条第１号ア㋐に規定する訪問介護従前相当サービス

キ　米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第４条第１号ア㋑に規定する共生型訪問型サービス

ク　米子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第４条第１号ア㋒に規定する訪問型サービスＢ

ケ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第２項に規定する居宅介護

コ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第３項に規定する重度訪問介護

サ　アからコまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

（事業内容）

第３条　本事業は、市が福祉事業者専用のごみ出し拠点を設置することにより行うものとする。

２　ごみ出し拠点は、次に掲げる施設に設置する。

名称	位置
米子市福祉保健総合センター	米子市錦町一丁目１３９番地３
米子市心身障害者福祉センター	米子市皆生新田二丁目１０番１号
米子市弓浜地域老人福祉センター	米子市大篠津町３８５番地４７
米子市淀江支所	米子市淀江町西原１１２９番地１

（対象者）

第４条　本事業を利用することができる者は、市内に在宅で生活する高齢者（有料老人ホーム等の高齢者向け住宅に居住するものを除く。）又は障がい者であって、ごみの搬出の支援を必要とする者に対し、訪問サービスを提供する福祉事業者とする。

（届出）

第５条　前条の福祉事業者は、本事業を利用しようとするときは、利用する事業所ごとに、あらかじめ、米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業利用届出書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（利用情報の通知）

第６条　市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出をした福祉事業者（以下「利用者」という。）に対し、本事業の利用に必要な情報を通知するものとする。

（遵守事項）

第７条　利用者は、本事業を利用するに当たっては、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成１７年米子市規則第６２号）第５条の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ごみ出し拠点の清潔を保持すること。

⑵　ごみ出し拠点を本事業の目的に反して使用しないこと。

⑶　前条の規定により通知された情報をみだりに第三者へ提供しないこと。

（変更等の届出）

第８条　利用者は、第５条の規定による届出の内容に変更があるときは、米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用変更届出書（別記様式第２号）により市長に届け出なければならない。

２　利用者は、本事業の利用を取りやめようとするときは、米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用中止届出書（別記様式第３号）により市長に届け出なければならない。

（利用実績の報告）

第９条　利用者は、各年度における本事業の利用の実績について、米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用実績報告書（別記様式第４号）により、当該年度の翌年度の４月１０日までに市長に報告しなければならない。

（利用の取消し）

第１０条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を取り消すことができる。

⑴　第８条第２項の規定による届出があったとき。

⑵　第７条に規定する事項が遵守されていないと認めるとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、市長が本事業の利用の必要がないと認めるとき。

（規定外事項）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年９月２９日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の米子市福祉事業者ごみ出し拠点事業実施要綱第４条に掲げる訪問サービスを利用する者に対する支援により搬出されたごみ（米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１７年米子市条例第９８号）第６条に規定する家庭廃棄物をいう。以下同じ。）を搬入するため福祉事業者ごみ出し拠点事業を利用することについて同要綱第５条の規定による届出をしている者は、当該ごみを搬入するため福祉事業者ごみ出し拠点整備事業を利用することについてこの要綱による改正後の米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業実施要綱第５条の規定による届出をしたものとみなす。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１７日から施行する。

別記

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

米子市長　　様

申請者　所在地

事業者名

代表者役職氏名

米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用届出書

米子市が設置する福祉事業者専用のごみ出し拠点を利用したいので、米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業実施要綱（令和６年４月１日施行）第５条の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、本事業の利用に当たっては、米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業実施要綱第７条の規定を遵守します。また、ごみ出しの支援を受ける者の自宅から、米子市が設置するごみ出し拠点までのごみの運搬については、介護保険サービス等又は障害福祉サービスの対象とならないことに同意します。

１　ごみ出し拠点を利用する事業所の情報

（１）事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（４）提供する訪問サービスの区分（該当する項目全てにチェックを付けてください。）

ア　介護保険サービス等

□ 訪問介護

□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

□ 夜間対応型訪問介護

□ 小規模多機能型居宅介護

□ 複合型サービス

□ 総合事業（訪問介護従前相当サービス・共生型訪問型サービス・訪問型サービスＢ）

イ　障害福祉サービス

□ 居宅介護

□ 重度訪問介護

ウ　その他

□ 理由（　　）

２　ごみ出しの支援を受ける者の人数（届出時の想定人数を記入してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

３　利用するごみ出し拠点（希望する項目全てにチェックを付けてください。）

利用場所	□ 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里） □ 米子市心身障害者福祉センター □ 米子市弓浜地域老人福祉センター □ 米子市淀江支所

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

米子市長　　様

利用者　所在地
事業者名
代表者役職氏名

米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用変更届出書

米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用届出書に記載した事項に変更がありましたので、米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業実施要綱（令和６年４月１日施行）第８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　ごみ出し拠点を利用する事業所の情報

（１）事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（４）提供する訪問サービスの区分（該当する項目全てにチェックを付けてください。）

ア　介護保険サービス等

□ 訪問介護
□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
□ 夜間対応型訪問介護
□ 小規模多機能型居宅介護
□ 複合型サービス
□ 総合事業（訪問介護従前相当サービス・共生型訪問型サービス・訪問型サービスＢ）

イ　障害福祉サービス

□ 居宅介護
□ 重度訪問介護

ウ　その他

□ 理由（　　）

２　ごみ出しの支援を受ける者の人数（届出時の想定人数を記入してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人

３　利用するごみ出し拠点（希望する項目全てにチェックを付けてください。）

利用場所	□ 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里） □ 米子市心身障害者福祉センター □ 米子市弓浜地域老人福祉センター □ 米子市淀江支所

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

米子市長　　様

申請者　所在地
事業者名
代表者役職氏名

米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用中止届出書

米子市福祉事業者ごみ出し拠点の利用を取りやめますので、米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業実施要綱（令和６年４月１日施行）第８条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　利用を取りやめる事業所の情報

（１）事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　利用を取りやめる日　　年　　月　　日

３　利用を取りやめる理由

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

米子市長　　様

申請者　所在地
事業者名
代表者役職氏名

米子市福祉事業者ごみ出し拠点利用実績報告書

年度における米子市福祉事業者ごみ出し拠点の利用の実績を、米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業実施要綱（令和６年４月１日施行）第９条の規定により、次のとおり報告します。

１　ごみ出し拠点を利用する事業所の情報

（１）事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　利用実績

本事業を利用してごみ出しを支援した訪問サービス利用者の数

＿＿＿＿＿＿人（実人数）

［内訳］要介護認定者　　人
要支援認定者　　人
障がい者　　人
その他　　人

３　事業の利用継続意向

（いずれかの項目にチェックを付けてください。）

□ 次年度における米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業の継続利用を**希望します。**

□ 次年度における米子市福祉事業者ごみ出し拠点整備事業の継続利用を**希望しません。**